

社会福祉法人 常山福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 常山福社会（以下、「当法人」という）の役員等の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員を併せて役員等という。

(報酬の支給基準)

第3条 役員等に対する報酬は、次の業務について支給するものとし、各役員等について1日あたり10,000円を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支払われている役員等並びに役員等兼務しているものは報酬を重複支給しない。

- (1) 理事会の出席
- (2) 評議員会の出席
- (3) 監事監査の出席
- (4) 評議員選任・解任委員会の出席
- (5) その他法人業務のための出勤及び出張

2 役員等報酬は、予算の範囲内で報酬を支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給は、その都度現金で支払う。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費として宿泊費、旅費、その他付随費用を実費にて支給するものとする。

2 旅費は原則として、出張後精算するものとするが、必要に応じて事前に概算額を仮払いし、出張後精算することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成29年7月1日から施行する。